

医療安全推進ネットワーク交流会

日時: 2026年2月9日(月)13:30~

場所: 神奈川県看護協会 第一研修室



【スケジュール】

◆協会より説明

13:30~

◆新規会員の方の自己紹介

13:50~

◆お知らせ: 次年度に向けてアンケートのお願い

◆研修報告・情報交換

◆講義研修

14:00~

題名「 アンガーマネジメント 」



日本医療評価機構

医療事故情報収集等事業

医療安全情報

2026年1月 No.230

電話呼び出し時の患者取り違い

職員が電話で検査・手術などへの患者の呼び出しを受けた際、患者を誤認した事例が報告されています。

2019年1月1日～2025年11月30日に9件の事例が報告されています。この情報は、第82回報告書「分析テーマ」で取り上げた内容をもとに作成しました。

事例1のイメージ



患者確認の一例



◆医療安全情報No.195「問合せの未実施による誤った患者への検査処置」は、検査や治療の際、患者に氏名を告げもらったが、医療者が字元の情報と問合せなかったため、誤った患者に実施した事例を紹介しています。

医療事故情報収集等事業 医療安全情報 No.230 2026年1月

電話呼び出し時の患者取り違い

事例1

病棟看護師は、耳鼻咽喉科外来から電話で患者Xの顕下機能検査の呼び出しを受けた。病棟看護師は氏名を復唱せず、同姓の患者Yの呼び出しと取り違え、患者Yを耳鼻咽喉科外来に案内した。耳鼻咽喉科外来では検査前に患者を確認せず、検査を行った。医師は、検査後に患者Yのホームページを確認し、電子カルテに検査結果を登録した。翌日、患者Yの主治医が、オーダーしていない検査の結果を用いて診断を行い、確認したところ、誤って患者Yに不要な検査が実施されていたことがわかった。

事例2

看護師は、担当医から電話で患者Xの内部の呼び出しを受けた際、誤って患者Yの氏名を復唱した。担当医は復唱を聞いておらず、看護師は担当医からの回答がないまま患者Yを内部室へ案内した。担当医は、看護師が患者確認を行ったと考え、患者を確認せず内部した。内部後、担当医が患者Xの処方計画を説明した際、患者Yが処方されたため氏名を確認したところ、誤って患者Yを内部したことになった。

事例が発生した医療機関の取り組み

- 電話で患者を呼び出す際は、氏名と患者ID、氏名と生年月日など、2種類以上の情報で患者を特定する。
- 電話を受けた職員は、相手が言った内容をメモに書いて読み上げる。
- 電話をかけた職員は、復唱された情報が正しいか確認する。

上記は一例です。自院に応じた取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

- 患者を特定する際、氏名だけのやり取りは不確かであることを認識しましょう。
- 電話をかけた職員、受けた職員ともに、「復唱」や「復唱された情報の確認」がない場合は互いに実施を促しましょう。

（総合評価参考）

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業「発生予防策の検討」において収集された事例から、本事業の一環として取り上げられた事例であり、医療機関の責任や、患者の責任を明確にするものではありません。本事業の趣旨を正確に理解しては、医療安全ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報に同意しない人、未成年に2014年12月31日現在について同意を申請していませんが、その同意を有するに同意するもの71人（88.4%）

※この情報に同意しない医療機関の数は、医療事故情報収集等事業「発生予防策の検討」から222機関（26.8%）



公益財団法人 日本医療評価機構 医療事故防止事業部

〒107-0052 東京都千代田区神田区神田1-4-17 東京ビル
電話：03-6213-0252（直通） FAX：03-6213-0253（直通）
http://www.med-safe.jp/

厚生労働省HP

医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会 報告書

医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会
報告書

令和7年12月22日

医療事故調査制度等の医療安全に係る検討会

**医療事故調査制度等の
医療安全に係る検討会報告書
補足資料**

各制度における医療安全に関わる者の主な要件等

※赤枠を新たに規定

参考

	医療安全管理者 (新たに規定)	医療安全管理者(診療報酬)	医療安全管理責任者 (医療法施行規則)	医薬品安全管理責任者 (医療法施行規則)	医療機器安全管理責任者 (医療法施行規則)
医療機関における位置づけ	・ 医療安全に関する責任者、または当該責任者から指示を受けて業務を行う者 (医療安全管理委員会の業務等を踏まえて規定)	・ 入院基本料等加算である「医療安全対策加算」に定められた医療安全管理に関する業務を行う者	・ 医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する者	・ 医薬品の使用に係る安全管理のための責任者として、規定の業務を行う者。	・ 医療機器の安全使用のための責任者として、規定の業務を行う者。
配置	・ 全ての病院、入院施設を有する診療所、入所施設を有する助産所に配置(医療安全管理委員会と同様)	・ 入院基本料等加算である「医療安全対策加算」を届け出ている保険医療機関に配置	・ 特定機能病院に配置	・ 全ての病院、診療所、助産所に配置	・ 全ての病院、診療所、助産所に配置
資格・要件	・ 医療安全に関する十分な知識を有する常勤職員 ・ 医療関連資格の有無は問わない(事務職等を含む)	・ 看護師、薬剤師その他の医療有資格者	・ 医療安全、医薬品安全、医療機器安全について必要な知識を有する常勤職員 ・ 副院長のうち管理者が	・ 医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員 ・ 医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所のみ)、看護師又は歯科衛生士(歯科診療所のみ)、診療放射線	・ 医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員 ・ 医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所のみ)、看護師、歯科衛生士(歯科診療所のみ)、診療放射線
研修	・ 医療安全対策に係る適切な研修の受講が望ましい	・ 医療安全対策に係る適切な研修受講が必要			
その他	・ 病院においては管理者との兼務は不可 ・ 医薬品安全管理責任者等の他の役職との兼務は可	・ 医療安全対策加算 1 では専従配置、医療安全対策加算 2 では専任配置			

医療事故情報収集等事業への報告状況

各年12月31日現在

【報告義務医療機関 1 施設あたりの事故等事案報告数の推移】

